## 独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社平和 コード 64								
提出日		2022/5/31	異動(予定)日		2022/6/29				
独立役員届出書の 提出理由 定時株主総会に社外役員を選任する議案が付議されるため									
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)									異動内容	本人の 同意				
			加工仪員	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-	該当なし		同意
1	山口孝太	社外取締役	0													0		有
2	遠藤明哲	社外取締役	0													0	新任	有
3	江口雄一郎	社外監査役	0													0		有
4	大友良浩	社外監査役	0										0				新任	有
5	杉野剛史	社外監査役	0													0	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u>J.</u>	<u> </u>								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
1	該当事項はありません。	山口孝太氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任しております。なお、当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、また、同氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。							
2	該当事項はありません。	遠藤明哲氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識と豊富な経験に基づき、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任しております。なお、当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、また、同氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。							
3	該当事項はありません。	江口雄一郎氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、当社経営全般への監視に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、また、同氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。							
	当社は、大友良浩氏に法律相談等を行っておりますが、その報酬の額は 年額1,000万円未満であり、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立性に影響を及ぼすものではないと判断してお ります。	大友良浩氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、当社経営全般 への監視に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 なお、当社と同氏の間には左記の取引がありますが、同氏は当社の定める「社外役員 の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じ るおそれはないと判断しております。							
5	該当事項はありません。	杉野剛史氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識と豊富な経験に基づき、当社経営全般への監視に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、また、同氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。							

## 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
  ※2 役員の属性についてのチェック項目

  a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

  b. 上場会社の親会社の業務執行者

  c. 上場会社の親会社の業務執行者

  d. 上場会社の現会社の業務執行者

  f. 上場会社の現会社の業務執行者

  f. 上場会社の見事会はの業務執行者

  f. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者

  g. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者

  h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

  i. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

  i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

  j. 上場会社の取引先(f. g及びめいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

  k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

  l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

  l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

  以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

  ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「◆」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

  独立役員の選任理由を記載してください。